平成２８年（フ）第１５０号
千葉県君津市南子安４丁目22番９号
債務者　西舘まさ代
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第２号
長野県諏訪市沖田町２丁目65番地２
債務者　城下千津子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第１５９０号
名古屋市緑区鹿山２丁目59番地　ハイシティ第２鹿山102号、従前の住所名古屋市緑区上旭２丁目1407番地　サンハイツ上旭105号
債務者　松井　秀文
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２００８号
愛知県清須市寺野元町208番地
債務者　青木　浩貴
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０３４号
名古屋市中区松原３丁目13番12号　レーヴェスト松原607号
債務者　平島　由季
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０号
三重県津市藤方962番地３　ヴェルドミールＭ・Ｂ―202
債務者　稲垣　梨沙
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１号
三重県尾鷲市中央町５番11号
債務者　奥村　真二
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２９年（フ）第２号
三重県南牟婁郡御浜町大字下市木936番地
債務者　濵畑　米生
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第３１８号
滋賀県草津市野村１丁目26番５―206号　ＫＳマンション、前住所滋賀県草津市東草津３丁目16番７号　ハイツ高樋　202号
債務者　ビッグフェイスこと　永田憲太郎
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３６号
大津市坂本５丁目13番１号　真盛園
債務者　堀江　常男
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６号
滋賀県草津市笠山６丁目16番29号
債務者　石藏　祐一
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７号
滋賀県草津市渋川２丁目６番24―302号　グランドメゾン草津東
債務者　上村与史子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３号
大津市西の庄15番54号３棟202号
債務者　吉田奈津子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４号
大津市若葉台11番50―209号チュリス石山
債務者　菊田　優子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５号
鳥取県鳥取市立川町６丁目201番地10　キャニオン301号、住民票上の住所鳥取県鳥取市若葉台南２丁目14番10号
債務者　玉川健太郎こと　薛　健太郎
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３７号
鳥取県鳥取市湖山町南５丁目330―７、住民票上の住所鳥取県鳥取市湖山町南２丁目141番地　コーポ純203号、旧住所鳥取県鳥取市気高町北浜２丁目117番地
債務者　井上　博史
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１９号
鳥取県米子市米原８丁目11番60号、前住所鳥取県米子市富益町61番地４
債務者　深田　敦也（旧姓新山）
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部